放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和　8 年　11 月　27 日

愛知県公安委員会

弁明通知書番号
541012609290030070
541012610220010080
541012610220010150
541012610260010020
541022609301010010
541022610161000040
541032610101000030
541032610131010120
541032610151000080
541032610201000020
541032610231000020
541042610060010030
541042610150020080
541042610175515640
541052608311000120
541052610090060060
541052610149044060
541052610190040120
541052610190040150
541162608060200250
541162608285560620
541162609210100060
541162609270200080
541162609270260290
541162609290070210

弁明通知書番号
541162609300130070
541162610021000020
541162610035566570
541162610045566800
541162610060050040
541162610090130260
541162610119060400
541162610119060500
541162610120300140
541162610140010010
541162610140050190
541162610140180210
541162610140180320
541162610150040030
541162610150190200
541162610160080090
541162610160270100
541162610189061230
541162610190300150
541162610200050070
541162610220290090
541162610230080030
541162610230080060
541162610240260040
541162610240270030

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

弁明通知書番号
541162610250050180
541162610260260030
541212610135393850
541212610170030010
541212610220030030
541222610071010070
541222610171010100
541222610231010100
541312609070010060
541412609110010020
541412610155336450
541432609170010040
542522610130010060
542522610215540810
542542610140030040
542542610160010020
542552610075471780
542802609189026260
以下余白

弁明通知書番号

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分について不服がある場合は、１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　１の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。